

令和6年度第1回中野市空家等対策協議会議事録

開催日時	令和6年6月28日（金） 午後3時00分～3時30分	開催場所	中野市役所 会議室 41
出席者	(会長) 湯本隆英中野市長（座長兼務） (委員) 小川陽一委員、目崎元彦委員、小林大介委員、市川義雄委員、 市川真一委員、加藤敦委員、宮澤小百合委員、豊田和広委員、 宮原理委員（計 9名） (事務局) 石川建設水道部長、頓所都市建設課長、山本建築住宅係長、 土屋主査（計 4名）		

議事内容

◎事務局（頓所課長）

定刻になりましたので、只今から 令和6年度 第1回 中野市空家等対策協議会を開催いたします。

本日の協議会の進行を務めさせていただきます都市建設課長の頓所でございます。よろしくお願いたします。

はじめにご報告申し上げます。武田守弘委員、三沢昇委員、蟻川幸治委員におかれましては、本日都合により欠席の連絡をいただいております。

本日の協議会につきましては、次第にありますとおり、報告事項としまして、「中野市空家等対策に関する条例の施行について」、「現在、対応中の特定空家等について」、協議事項としまして、「特定空家等及び管理不全空家等の認定基準について」以上の3件についてご説明させていただきます、委員の皆様にご協議いただく中でご意見等頂戴したいと考えております。

また、本日の会議につきましては 概ね1時間程度と考えておりますので、円滑な進行について、ご協力いただきますようお願いいたします。

それでは、はじめに、本協議会の会長であります湯本市長からごあいさつ申し上げます。

◎湯本会長

本日は、お忙しい中、令和6年度中野市空家等対策協議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、昨年12月に空き家対策の基本となる国の「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」が施行されました。

今回の法改正により新たに「管理不全空家等」に関する規定が設けられ、管理不全空家等に該当する空き家の所有者に対し勧告を行った場合には、当該空き家に係る固定資産税について、住宅用地に対する課税標準の特例が受けられなくなることとなっております。

本市におきましても、危険な空き家に対して必要な措置を講じるため、本年3月に「中野市空家等対策に関する条例」を制定し、7月1日に施行する予定であります。

この条例の施行により、危険な空き家に対し、緊急措置及び軽微な措置を講じることが可能となります。

本日は、報告事項2件についてご説明させていただき、協議事項1件ご協議させていただき、皆様のご意見を頂戴したいと考えております。

以上簡単ではございますが、会議に先立ち、開会のご挨拶とさせていただきます。本日は、よろしく願いいたします。

◎事務局（頓所課長）

ありがとうございました。

なお、委員の皆様のご紹介は、時間の関係もございまして、お手元の名簿のみとさせていただきますので、ご了承願います。

それでは、さっそくではありますが、会議事項に移らせていただきます。

中野市空家等対策協議会設置要綱第4条第1項の規定により、市長が座長となりますので、以降の議事進行は座長に移ります。

よろしく願いいたします。

◎湯本会長

○ 座長として、本協議会を円滑に進めていきたいと思っておりますので、皆様のご協力をお願いします。

それでは議事に入らせていただきます。

なお、各事項において、それぞれご意見、ご質問を受けたいと思っておりますのでよろしく願いします。

それでは、お手元の次第に沿って、3 報告事項カッコ1 「中野市空家等対策に関する条例の施行について」事務局より説明いたします。

◎事務局（山本係長）

（資料1に基づき説明）

◎湯本会長

ただ今の事務局からの説明について、何か ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

（質問・意見なし）

無いようですので次に進めさせていただきます。

続きまして、カッコ2 「現在、対応中の特定空家等について」事務局から説明をお願いし

ます。

◎事務局（山本係長）

（資料2に基づき説明）

◎湯本会長

ただ今の事務局からの説明について、何か ご意見、ご質問等がございますでしょうか。

（質問・意見なし）

無いようですので次に進めさせていただきます。

続きまして、4 協議事項「特定空家等及び管理不全空家等の認定基準について」事務局から説明をお願いします。

◎事務局（山本係長）

（資料3に基づき説明）

◎湯本会長

ただ今の事務局からの説明について、何か ご意見、ご質問等がございますでしょうか。

◎市川真一委員

説明の中にあつた意見書にお答えするに当たっての確認ですが、特定空家等及び管理不全空家等に関する調査は外観的な話のみから判断するとの考え方でよろしいでしょうか。

◎事務局（山本係長）

基本的には現地調査ということで、現地を立ち入りさせてもらって、判定表の方で確認、点数つけることになるのですが、その先の点数をつけるものについては、今考えられるのが、本来は市の職員で行うべきところではございますけれども、専門的なところもありますので、その方向については、今後の協議とさせていただければなというふうに考えております。

◎事務局（土屋主査）

山本係長からの回答に補足させていただきます。

管理不全空家等につきましては、該当となる建物の敷地の外側からの調査になりますので、基本的に外観の調査が主になります。

特定空き家等につきましては、実際敷地等への立ち入りが法律の規定の中で認められている場合がございますので、特定空き家等の調査をする場合には実際敷地の中に立ち入り必要に応じ

て建物の中まで立ち入って調査することが可能である場合がありますので、補足の方させていただきます。

◎湯本会長

他にございますか。

無いようですので次に進めさせていただきます。

続きまして、5 その他について事務局から説明をお願いします。

◎事務局（山本係長）

（令和6年度からの地域おこし協力隊について及び空き家相談所の移転について説明）

◎湯本会長

それでは、本日の議事の全てが終了となりました。

皆様には円滑な進行にご協力をいただきありがとうございます。

これをもちまして、進行を事務局に戻します。

◎事務局（頓所課長）

本日の会議事項のほかに委員の皆様から何か意見等ございますでしょうか。

（意見等なし）

ないようですので以上をもちまして、令和6年度第1回中野市空家等対策協議会を閉会いたします。皆様ありがとうございました。